第２７号議案

品川区立公園条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区立公園条例の一部を改正する条例

　品川区立公園条例（昭和３９年品川区条例第３１号）の一部を次のように改正する。

」

　別表第２電柱、標識の項中「１，５８３円」を「１，８５６円」に改め、同表水道管、下水管、ガス管、電線の項中「７０３円」を「８２５円」に改め、同表鉄塔の項および変圧塔、マンホールの類の項中「１，１７３円」を「１，３７５円」に改め、同表郵便差出箱、信書便差出箱の項中「４６９円」を「５５０円」に改め、同表公衆電話所の項中「１，１７３円」を「１，３７５円」に改め、同表地下の占用物件の項中「８６５円」を「１，０３８円」に、「３５１円」を「４１２円」に改め、同表高架の占用物件の項中「５８６円」を「６８７円」に改め、同表天体、気象または土地の観測施設の項中「９８７円」を「１，１８４円」に改め、同表保育所その他の社会福祉施設の項中「１，１７３円」を「１，３７５円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「９，３６０円」を「１０，８００円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「１４，６２５円」を「１６，８７５円」に改め、同表その他の占用の項中「３９円」を「４５円」に改める。

付　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際、改正前の品川区立公園条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。

（説明）区立公園の占用料の限度額を改定する必要がある。